令和3年度各部定期監査(前期)意見・要望事項等措置状況報告書

意見 • 要望事項

(1) 共通事項

ア 基本計画の改定について

意見 • 要望

(ア) データに基づいた現状分析について

当然のことと思われるだろうが、徹底されていない部分がある。

例えば、本区の世帯状況を見ると、近年の国勢調査の結果からは、核家族世帯数は横ばい傾向にあり、一方で、単身世帯数は急増し、既に世帯総数の過半を占めるまでになっている。いまや単身世帯が多数派という家族形態の変化のもとでの区政執行のあり方が問われる時代にある。

ところが、最近でも、今年3月に改定された保健医療福祉計画や令和3年教育行 政運営方針の一部では、依然として「核家族化の進行」という状況認識による記述 が見られた。

データの再確認を行いながら、適切に改定作業を進めてほしい。

(政策企画課)

所 属 名	措置状況等
政策企画課	現在策定作業を進めている新基本計画については、目黒区人口・世帯数の予測(令和3年3月)や第46回目黒区世論調査(令和3年3月)をはじめとする区の現状を把握するための各種データを踏まえて策定作業を進めている。 適切なデータに基づいた現状分析のもと、区の現状と課題、区が行うべきことをしっかりと整理していく考えであ
	る。

意見 • 要望

(イ) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

改定作業においては、区の施策と関連付けを行い、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2 0 3 0 P ジェンダ」にある「持続可能な開発目標(S D G g)」の達成を目指すことが予定されている。

基本計画において、こうした国際目標に全面的に歩調を合わせることは今までなかった。したがって、区民はじめ同計画の執行に関わる関係者や職員の理解を深める点等から、計画の中で、区としてこれに取り組む理由や意味などを十分明らかにしておく必要がある。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文等に掲げられた「誰 一人取り残されない」という誓いはたいへん意義深い。

資源等の様々な制約から、福祉サービスの提供においても、利用枠などを設けなければならないケースがあり、事業の射程が「最大多数の最大幸福」にとどまる現実がある。各分野の施策を「誰一人取り残されない」という視点で見直し、この誓いに合致した、より望ましい転換を少なからず図ることができるならば、これはこれで一つの「区政の再構築」といえるのではないだろうか。

既に基本構想の本文中にこの言葉が使われているが、基本計画でもこうした方針 を採用する場合には、その実質が伴うような施策の改善も検討してほしい。

(政策企画課)

所 属 名	措 置 状 況 等
	区が実施する多くの施策は、持続可能な開発目標(SDG
	s)に掲げる17の項目と密接に関連しており、本年3月に 等字になます様相にないてよっての表えまな取りまれてい
	策定した基本構想においても、その考え方を取り入れてい
	3.
政策企画課	現在策定作業を進めている新基本計画及び新実施計画に
	おいても、SDGsの各項目と各政策・施策・事業との関連
	性を明確にしていく考えである。誰一人取り残さないという
	視点を踏まえてあらためて区の政策等を見直し、2030年
	度までに区として取り組むべき方向性を示していきたい。

イ 収入未済額の縮減について

意見・要望

2年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。

会計区分	収入未済額	増減額 (前年比)	増減割合
一般会計	16 億 313 万円余	△1 億 5,897 万円余	△9.0%
特別区税	9億7,374万円余	△1 億 4,883 万円余	△13.3%
国民健康保険	13 億 1, 176 万円余	△3 億 8,401 万円余	△22.6%
後期高齢者医療	5,089 万円余	△447 万円余	△8.1%
介護保険	1億3,173万円余	△1,257万円余	△8.7%
合 計	30億9,753万円余	△5 億 6,004 万円余	△15.3%

※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

昨年度に続き顕著な減少が進んでおり、滞納対策課はじめ各所管課の努力を大いに 評価したい。

しかし、収入未済額は多額であり、区民負担の公平性や財源確保の観点から、今後 もその改善に一層の取組が求められる。特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、 生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金を含め、引き続き収入未済額の更なる縮減に努められたい。

(滯納対策課)

	(11) M JA JA (14)
所 属 名	措置状況等
滞納対策課	29 年度から特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料のすべての滞納案件について滞納対策課で一元化して進めてきた。令和2年度に、さらなる効率的・効果的な執行体制を確保するため、従来の地区担当制から、滞納状況に応じた金額別担当制に執行体制を見直し、収入の確保に努めてきた。引き続き、現年度分の早期着手及び累積滞納案件の集中的な滞納整理により、収入未済額の縮減に努めていく。 また、各債権所管課に対しては、適正な債権管理・回収事務が行われるよう、適宜、必要な支援を行うとともに、債権回収業務を専門とする弁護士による実務者研修を実施し、職員のスキル向上に取り組んでいく。

ウ 会計事務について

意見 • 要望

契約相手方(個人事業主)を法人と誤認したため、所得税等の徴収漏れが生じ、延滞税等を発生させた事案については、2年度に指摘したが、3年度も複数の課に対して指摘するところとなった。

個人事業主に対して所得税法第204条第1項各号に掲げる報酬、料金、契約金又 は賞金を支払う際には、区の予算科目にかかわらず、同法の規定により所定の所得税 等の源泉徴収を行う必要がある。徴収漏れが今後生じることのないよう、適正な事務 処理の手順を改めて周知し徹底してほしい。

(人事課、契約課、会計課)

所 属 名	措置状況等
	令和3年7月6日付け目会第364号「個人事業主と契約
人事課	する際の源泉徴収の留意点について (通知)」により、適切
契約課	な事務処理や、誤りを回避する仕様の記載例、相手方への周
会計課	知項目、主な区分の例示等の留意点について、全所属長あて
	に庁内通知を行った。

(2) 個別的事項

ア 企画経営部

意見・要望

行財政改革の取組について

行財政改革に関しては、今後は行革計画を策定せずに、基本計画で基本的な考え方を示し、実施計画や分野別計画(補助計画・方針等)を通じて、具体的かつ計画的に取り組むこととなった。

いまは、行革計画の中で、着手するメニュー(項目)が掲げられ、それぞれの現状と課題、取組の方向性、期待される効果、スケジュールなどが明らかになっている。そして、項目ごとに、毎年度の進み具合がまとめられ、議会報告も行われて、適切に進行管理がなされてきた。

長年の努力から、解決済みの課題も多くなり、今後単独の計画としての維持が難しくなったことは仕方がない。しかし、そうした計画の分散方式を採るにしても、課題設定、スケジュールや進捗度など、外部からのチェックが十分可能なように、毎年度の進行管理の水準は維持していくことが求められる。何らかの対応策を検討しておいてほしい。

また、現行の行革計画において、未達成となった項目に関しては、新たな計画体系の中に改めて位置づけ直し、遅れた要因を取り除きながら、しっかりと進めることを要望する。

(政策企画課)

所 属 名	措置状況等
政策企画課	社会経済状況の変化により、多様化・複雑化する行政課題に適切に対応していくためには、行財政改革の取組を推進し、限られた行財政資源を有効活用することで、持続可能で良質な行財政運営を確立していく必要がある。 一方で、従前のような行革手法が難しくなっていることから、新たな長期計画の策定を期に、ビルド(新たな施策の展開)とスクラップ(事務事業の見直し)を一体不可分のものとして取り組んでいくこととしている。 進捗管理については、新基本計画・実施計画等の中でPDCAに基づき適切に行っていく。 また、令和3年度末まで延伸した現行の行革計画においては、各項目の取組結果等を踏まえて今後も適切に対応していく。

イ 情報政策推進部

意見 • 要望

ICT化推進に係る方針等の明確化について

時代に即した情報政策を展開していくため、本年4月に情報政策推進部、行政情報マネジメント課、DX戦略課の新設等の組織改正が行われた。新型コロナウイルス感染症拡大の中で、ICT化の一層の促進が求められ、情報政策課やDX戦略課の役割に大きな期待がかかる。

さしあたり、情報化推進計画改定の課題が残り、DXの進め方も見えていないことから、やはり今後の展開に係る方針や取組の方向性を明らかにすることがまず求められる。

加速されるICT技術の進歩とその活用方法の急速な浸透や、自治体の業務システムの標準化を含む、新たに創設された国のデジタル庁の動向など、見通しが立てにくい時期に入っていることは理解できる。

だが、わからないなりに考え方を整理することも大切である。政策推進のもとにある方針等が不明確なままでは、それを事後に検証し、必要な軌道修正を行うことも、また今後のための教訓も得難い。試行錯誤を重ねる局面といえる。

新たな組織を創設し、必要な予算を組み、人員を配置するに至った状況認識を踏まえ、そこから導き出される、当面の考え方や進め方を出来るだけ早く明らかにしてほしい。

(情報政策課、DX戦略課)

所 属 名	措置状況等
所属名	措置状況等 情報化の推進、DXへの取組といった基本的な方向性については、先に策定した目黒区基本構想の中で、「構想実現のための区政運営方針」において、「区民生活や地域社会に大きな変化をもたらす今後の技術革新に的確に対応し、行政のデジタル化をはじめとする業務改善と区民生活の質の向上とを両立して実現します」と示されている。これを実現するために基本計画等の改定に向けて取組を進めているところである。
	情報化推進計画については単に前期計画を踏襲するのではなく、技術や社会情勢の急激な変化に対応できるよう、基本計画の策定状況も踏まえながらあり方そのものを見直し、DXの取組の方向性と一体的に検討を進める。地方公共団体情報システムの標準化に関しては、可能な限り方向性を明らかにできるよう、各業務の所管課とも情報共有を図り、調整をしながら計画的に進めていく。

国が策定した「自治体DX推進計画」では、制度や組織 のあり方等をデジタル化に合わせて変革していくことが求 められている。 区では、行政サービスについて、デジタル技術やデータ を活用して、住民の利便性を向上させ、業務効率化を図 り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげてい くため、以下のDXに関する取組を進めていく。 DX戦略課 ①DXの取組に関する方針の策定 ②デジタル技術を活用した業務の抜本的見直しに向けた取 組 ③区職員のICTスキルの向上 これらの取組をより効果的・効率的に進めるため、令和 3年度は支援業務を委託するとともに、デジタル人材の確 保・育成を検討していく。令和4年度以降の取組について は、①で策定する方針で明らかにしていく。

ウ総務部

意見・要望

(ア) 職員数について

職員数は、昨年度の22人増から、3年度も4名増、2年度に創設された会計年度 任用職員は81名の増となった。

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況があり、2年度は増員が避けがたい事情も あったものと推察するが、財政難を訴える中では、厳しい目が注がれる点と思われる。 職員数の一層の適正な管理に努められたい。

(人事課)

所 属 名	措置状況等
人事課	令和3年度に向けた職員数の適正化については、「令和3年度行財政運営基本方針」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応及び、中長期的な視点から社会のあり方の変化に対応していくための区政再構築に向けて職員を配置することを基本的な考え方としたうえで、現行の目黒区行革計画に掲げる4つの基本的方向性(※)に沿って対応したところである。 ※①適正な執行体制の確立と簡素で効率的な組織づくり②民間活力のさらなる活用 ③多様な任用・勤務形態の職員の活用

④職員の人材育成の推進
令和4年度以降においては、今後の厳しい財政状況を見据
えつつ、令和3年度中の基本計画の策定にあわせて、これか
らの時代に即した区政運営における職員定数の適正化に向
けた考え方を整理し、適正管理を行っていく。

意見 • 要望

(イ)新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言期間中の契約事務について 緊急事態宣言期間において利用休止した施設に係る維持管理等の委託契約に関し ては、契約課長と教育政策課長から各所属長宛てに次のような内容の通知がなされて いた。

- ・「事業者との事前協議なしに即座に従業員に一切業務に従事させない、出勤をさせない等の対応はしない」こと。
- ・「可能な限り、履行期間の別の時期に業務を振り替える、代替業務に従事しても らう等の対応を前提に事業者と協議し、事業者従業員の雇用の維持・確保につな がるように努め」ること。

この結果、監査の説明聴取の範囲では、従業員の休業はほとんど検討されずに、代替業務を定め、契約を履行させたケースが多かった。その中には、清掃業務委託において、利用者がいない施設の清掃を継続した事例も見られた。

事業者が休業手当を支払い、従業員を休ませた際の同手当の補填に関しては、今回、 国の雇用調整助成金等の特例措置が用意されていた。その利用が可能な事業者に対し ては、無理に代替業務を設定することなく、雇用調整助成金等を受けてもらい、更に 不足する費用を区が補充するという方策もあったのではないかと思われる。

雇用を守るという方針は正しく、経験のない事態のもとで、できる限り混乱のないようにという配慮は認められるが、関係の制度等を踏まえ、もう少し幅広い対処法の例示などがあればなお適切だった。対応方針と契約の履行状況の検証を十分に行い、今後に生かしてほしい。

(契約課)

所 属 名	措置状況等
	今回いただいた意見・要望を踏まえ、雇用調整助成金等の
契約課	国や都の制度を研究し、これらも活用した対応方法を検討し
	ていく。

工 危機管理部

意見 • 要望

災害時の受援・応援計画の策定について

新型コロナウイルス感染症拡大下においても、世論調査等では震災や風水害をはじめとする災害対策への優先的取組が要望されている。そのため、2年度においては、同感染症対策本部運営の重責を担いながら、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【暫定版】」の策定、防災行政無線音声自動応答サービスにおける「テレドーム」の運用開始、災害情報共有システムの導入など、危機管理室として積極的に進められた。

また、本年4月には、危機管理室が組織条例上の部である危機管理部に改編され、 危機管理課も新たに設けられて、執行体制の強化が図られたところである。

今後は、災害時の受援・応援計画の策定が予定されている。これに関しては、今までに多数結ばれてきた事業者や関係団体との災害時の協定が生きてくるものと思われるので、それらを適切に組み込み、実効性ある計画をつくってほしい。

加えて、この計画づくりを契機に、災害時ボランティアセンターの具体的な整備 に係る調整も社会福祉協議会と進めておくことを要望する。

(危機管理課)

所 属 名	措置状況等
危機管理課	人的受援・応援の種類、担当、手順などを明らかにし、円 滑な災害対応の実現に寄与することを目的として、令和4年 3月を目途に目黒区災害時受援・応援計画(人的受援・応援 編)を策定することとしている。 本計画の策定に当たっては、国・都の計画やガイドライン と整合を図りつつ、事業者や関係団体との災害時援助協定に 基づく応援を円滑に受け入れて災害対応業務を行えるよう、 各関係者と計画内容を十分に検討し、実効性のある計画とす る。 また、本計画を基にして、目黒区災害ボランティアセンタ ーを担う目黒区社会福祉協議会と必要な調整を行う。

才 区民生活部

意見 • 要望

(ア) 滞納対策について

2年度には、執行体制が従来の地区担当制から滞納状況に応じた金額別担当制に改められた。これにより、現年度分の早期着手や累積滞納案件の集中的な滞納整理が進められ、累積滞納50万円以上の件数を3割近く減少させることができている。

加えて、電子による財産調査やオートコールシステムも導入し、滞納整理の更なる 効率化が図られたところである。

様々な工夫を意欲的に重ね、努力を継続し、成果を上げていることを高く評価したい。これからも実情に応じた効果的な手法を積極的に採用して、税や保険料等の滞納の一層の減少を実現するように期待する。

(滞納対策課)

所 属 名	措置状況等
滞納対策課の済	電子による財産調査は、今後、対象の拡大が見込まれるため、それに対応するよう準備するとともに、オートコールシステムは、音声だけでなく、より効果的なSMS(ショートメールサービス)を積極的に進めていく。 今後も、職員一人ひとりが滞納対策課における「徴収計画」の収入率の目標達成を目指し、現年度分の早期着手及び累積帯納案件の集中的な滞納整理を行う。 更に効果的、効率的に滞納整理を進めるため、1階と2階に分かれている執務スペースについて、同一フロアにするための課題の整理と具体的検討を行っていく。

意見 • 要望

(イ) 住区会議室の管理運営について

住区会議室は、すべての住区に設置されており、施設の利用や運営方法に差異が見られる場合には、常にその妥当性が問われることになる。

今月から、同会議室の夜間区分の利用時間が午後9時までに短縮された。この利用に関しては、例えば、閉館時間が迫る中での利用者への声がけの仕方が場所により異なり、実質的に使用できる時間に違いが生じているのではないかとの意見が従来からある。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出時等においては、同会議室の利用が全面又は一部休止される事態となった。そのため、休止期間中の指定管理業務も停止等されたが、同業務に従事している人たちの勤務の扱いに関しては、住区住民会議により相違が生じている。

それぞれにおいて合理性はあるものとは思うが、利用者や関係者に不信感や不満を 抱かれないように、なお丁寧な説明と対応に努められたい。

(地域振興課、地区サービス事務所)

所 属 名	措 置 状 況 等
地域振興課地区サービス事務所	8月から夜間区分の利用時間が午後9時までに短縮されたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、現在は夜間利用を休止している。夜間利用が再開された場合は、「片付けを含め、午後9時までには退出してもらう」という考え方を徹底する。利用者への声かけの方法・タイミングは今後の検討課題とする。また、住区会議室の利用休止期間中の指定管理業務については、住区センターの施設管理上必要な従事をすることや、予約システムの操作習熟のために追加でシフトに入ることなどを認めた。住区住民会議によって従事に差があるのは、施設や住区会議室の事情・特性に応じた柔軟な体制で対応してもらった結果である。引き続き、関係者への丁寧な説明・対応に努めていく。

カ 産業経済部

意見 • 要望

新型コロナウイルス感染症拡大下の事業者支援について

商工相談員を増員し、相談体制の充実を図りながら、「新型コロナウイルス緊急融資あっせん」や「めぐろ地元のお店応援券事業」などの実施に努めていた。事業の中には、「新型コロナウイルス対策融資支援金」や「店舗賃料減額助成制度」のように、国や都の制度のはざまを埋めるものもあり、きめ細かい対応が見られた。

ただし、利用の少なかった事業もあり、予算規模が大きい「めぐろ地元のお店応援 券事業」を含めて、今後その効果等の検証が求められる。

3年度においても、「キャッシュレス決済によるポイント還元・プレミアム付商品券事業」等の実施が既に決まっているが、引き続き、事業者の置かれた状況を十分把握し、その意見と要望を踏まえ、必要な支援に努められたい。

(産業経済・消費生活課)

所 属 名	措置状況等
産業経済・ 消費生活課	令和2年度に実施したさまざまな中小企業支援策の効果・検 証を踏まえ、令和3年度に実施する「キャッシュレス決済によ るポイント還元・プレミアム付商品券事業」を始めとする事業 に活かしていく。 また、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、中小企業者の 厳しい状況を把握し、国や都の施策を注視しながら区内中小企 業のニーズに沿った支援に努めていく。

意見 • 要望

学校開放について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、前年度の緊急事態宣言の期間中は、基本的に学校施設の開放は中止されてきた。

それ以外の期間では、元年度は全校で実施されていた団体開放も、2年度は、校庭開放で約25%、体育館開放では約54%の学校において未実施という結果となり、開放の判断にばらつきが見られた。また、3年度においては、6月以降、校庭開放を皮切りに、同感染症の流行状況を踏まえながら、準備の整った学校から順次開放が再開されつつあるが、やはり学校により違いがある。

学校開放は、学校教育に支障のない範囲で、各校に設置された学校開放運営委員会が運営している。したがって、学校行事等の時期や、同感染症拡大下においては、体育館の位置(利用のためには校内を通る必要がある)などにより、開放の可否の判断が分かれるのは当然である。しかし、整備された環境が比較的似ている校庭の開放がまちまちになっているのは、利用者からすると理解されにくい。

同感染症の状況が予断を許さず、慎重な判断をせざるを得ない点は承知するが、開放されている学校とされていない学校が生じる場合には、未実施校の地域の利用者から不公平感を抱かれやすい。

開放しないときには、その合理的な理由を明らかにして、関係者に十分説明することが求められる。また、同感染症対策を徹底すれば再開可能な場合には、学校開放運営委員会とよく連携し、速やかな開放に向けて調整されたい。

(スポーツ振興課)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
所 属 名	措置状況等
スポーツ振興課	令和2年3月1日から新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校開放を中止し、7月1日から感染症対策を講じて再開したが、開放が実施されない学校もあった。そのため、各学校開放運営委員会に対し、課題(原因)調査を行い、その対策を行うとともに、各学校開放運営委員会と意見交換を行う学校開放地区連絡会では、学校教育に支障のない範囲で開放を実施するよう働きかけた。また、今年度に入っては、校長会で学校長に対しても開放に向けた協力を求めるとともに、教育委員会とも昨年度に増して連携を密にして、学校開放が適切に実施されるよう努めている。現在の新型コロナウイルス感染状況は、改善がみられず、開
	元正や初王・ロケラコルへ窓未供がは、妖音がかりむり、開

放の実施に当たって慎重にならざるを得ない状況ではあるが、 今後も引き続き、学校開放運営委員会への働きかけや連携を深 め、全ての学校で開放が行われるよう努めていく。

ク 健康福祉部

意見 • 要望

(ア) 保健医療福祉計画の改定について

改正された社会福祉法に基づき、保健医療福祉計画では、「地域共生社会の実現」 が基本理念の中に掲げられた。

地域共生社会は、同計画中で「包摂的なコミュニティ」とも説明されており、コミュニティ施策との関連において、実現しようとする目標の違いがわかりにくい。

例えば、町会・自治会や住区住民会議の構成員が、生活支援体制整備事業の協議体のもとに、支え合い活動を行うと、それは地域共生社会の実現に向けた取組とみなされる。ところが、同じ人が町会・自治会や住区住民会議の場で、似たような助け合いの活動を行えば、それはコミュニティづくりとなってくる。

こうした関係者からすると、意味のない、行政側の都合による縦割り事象と受け取られるのではないかと思われる。

社会福祉法の規定や国の政策との整合性から、「地域共生社会の実現」を目標にすることはむしろ求められている、という状況はわかる。そうであるならば、同じ区の政策として、コミュニティ形成との関係や相違点などの説明が、どこかで必要である。今後対応を検討されたい。

(健康福祉計画課、地域振興課)

所 属 名	措置状况等
健康福祉計画課	地域共生社会の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるためには、地域の人々の支え合いによる地域づくりが重要である。部局による進め方に違いはあっても、目指すべきものは同じ方向性があると認識している。 行政の縦割りとならないように、連携して進めていくよう対応を検討していく。
地域振興課	様々なコミュニティ施策については、そこに関わる人々がともに支えあう社会を作っていくものである。部局による進め方に違いはあっても、目指すべきものは、同じ方向性があるものと認識している。今後とも、行政の縦割りとならないよう、連携しながら進めていく。

意見 • 要望

(イ)避難行動要支援者の個別支援プランの作成について

災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画(個別支援プラン)の作成が努力義務化された。

現在区が同プランの作成対象としている避難行動要支援者名簿の登録者数は、3年3月末現在で9,592人である。それに対して、元年度の作成件数は288件、2年度は295件となっており、対象者数に比べてまだ少ない。

当面は、優先順位をつけて、必要度の比較的高い対象者から作りながら、早急に避難 支援者の確保策を講じ、作成のペースを上げるように努めてほしい。

(健康福祉計画課)

所 属 名	措置状況等
健康福祉計画課	医療依存度の高い人や重度の要介護状態の人をはじめ、避難行動要支援者が、災害時に迅速かつ安全に避難できるように、一人ひとりの状況に合わせた個別支援プランの作成が重要である。 個別支援プランの作成については、避難行動要支援者本人の状況等を把握する福祉専門職や看護師等に作成を依頼しており、さらに作成のペースを上げる必要があると認識している。 作成について区民の理解・協力を得るよう周知・啓発に努めるとともに、優先順位をつけて、必要度の高い対象者から作りながら、避難支援者の確保に努め、作成を促進していく。

意見 • 要望

(ウ) 生活福祉課の再発防止策について

平成29年に発覚した生活保護費の着服事件に関しては、策定された再発防止策が その後適切に実施されているどうかの確認を中心に、毎年の各部定期監査の中で重点 的にチェックを行ってきた。

事件発生から約4年となり、金銭管理事務処理基準の改正とその徹底、保護台帳の 記載事項の明確化とチェックリストによる状況確認、金銭管理支援委託事務の活用な ど、再発防止策に掲げられた項目は既にほとんど実施されている。

課題となっていたケースワーカーの地区・受給者別の担当年数については、年数を 緩める意見もあった中で、当初方針どおりの2年間で決着し、そのような運用がなさ れていた。各自の負担は大きくなるが、より不正を生みにくい短い年数を選択したと ころに、所属職員の真摯な姿勢が感じられた。

こうした取組を継続し、必要な改善を更に重ね、事件を風化させないように、次代

の職員へしっかりとつなげて行ってほしい。	
	(生活福祉課)
所 属 名	措置状況等
生活福祉課	平成29年10月に発覚した着服事件を受け、「生活保護受給者預金等着服事案に係る再発防止委員会」を設置し、事案の調査結果に基づき、発生原因の究明及び組織管理上の問題点を抽出し、再発防止策を策定し、4年が経過した。主に、生活保護業務における金銭管理に係る仕組み、事務処理の見直しをはじめ、組織としての管理体制の強化や、職員の倫理意識、資質等の向上に向けた取り組み等を掲げ、取り組んできた。引き続き、再発防止策の着実な実行と、定期的な検証及び必要な改善に向けて、組織として取り組んでいく。また、着服事件について毎年の研修等で確認し、職員で構成している金銭管理事務検討会の継続的な開催等、記憶として風化させる事はせず、更なる職員の倫理意識を継続的に醸成する、不正の起こらない、起こさせない組織づくりに努めていく。

ケ 子育て支援部

意見・要望

(ア) 児童相談所の開設に向けた検討について

関係機関等の意見聴取も行いながら、本年7月に「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方」がまとめられ、設置に係る現状と課題や、今後の取組の方向性が明らかにされた。この考え方に基づき、これから「施設整備に向けた取組」等に着手することになるが、区での児童相談所の設置は、同時に東京都品川児童相談所の解体を意味してくる。したがって、都の意向や関係区(品川区、大田区)の動向も、本区の現実的な選択肢を左右し、その計画に影響を及ぼすことになる。

また、例えば、他区との一時保護所の共同設置を検討する場合には、前提として、 実際に協力可能な区がどれぐらいあるのかという点が明確になっていなければなら ない。

こうしたことから、今後の検討にあたっては、各段階時点での都の意向や他区の取 組状況をできる限り明らかにしたうえで進めるようにしてほしい。

(児童相談所設置調整課)

所 属 名	措 置 状 況 等
児童相談所 設置調整課	「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方」の策定後、東京都福祉保健局に出向き、基本的な考え方の説明や今後の取組の方向性について情報共有を行った。今後も定期的に情報共有の場を設定し、都の意向を把握していく。また、東京都品川児童相談所の所管である品川区、大田区とは定期的に連絡会を実施し、情報交換を行っているため、この仕組みを活かし品川区と大田区の動向を把握する。さらに、特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会等を活用し、先行設置区の運営状況、設置予定区の検討状況等を把握していく。 他区との一時保護所の共同設置も含め、今後の課題の検討に当たっては、以上のような取組みを活かし、目黒区としての児童相談所や一時保護所のあり方を模索していく。

意見・要望

(イ) 代替屋外遊戯場送迎事業について

夏季の水遊び場が十分にない保育所もあるため、ヒーローバスを活用し、今年度から区立園のプールを利用できるように送迎する事業が新たに試行されている。

プール活動は、子どもの重大事故につながりやすいものであり、とりわけ慎重な対応が求められる。利用する園には下見を十分に行わせ、適切な監視・指導体制の確保や緊急時への備えなど、利用条件を明確にして、区としても十分な支援を行い、実施するように要望する。

(保育計画課)

所 属 名	措置状況等
保育計画課	ヒーローバスを活用した区立園のプール送迎事業を利用する私立園は、初回の利用前に区立園の視察及び区立園長や保育計画課職員との打ち合わせを実施し、利用時の動線や注意事項等を確認している。また、通常の公園利用する際の引率する保育士は2名以上としているところ、プール利用は必ず3名引率することとし、うち1人は全体を見渡す監視役とするようにしている。 なお、利用した私立園からヒヤリハット事例の報告を依頼しており、来年度からの本格実施に向けて課題を抽出し、検討を進めていく。

コ 都市整備部

意見 · 要望

自転車の安全利用に係る取組について

区内では、「スマートフォンを見ながらの運転」や「スピードの出しすぎ」など、 事故を引き起こしかねない自転車の危険運転が後を絶たない。

このため、区は、昨年目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定し、保険加入やヘルメット着用の促進等に取り組むと共に、本年5月には、自転車の安全な利用への対応策を含む第10次交通安全計画を策定した。同計画では、達成目標に「自転車安全利用意識の定着」を掲げ、自転車安全利用に対する取組として、自転車利用ルールの周知や安全運転の徹底などが定められている。

自転車利用者の意識をどう変えていくかが課題であるが、やはり関係者が協力して、様々な角度から地道に働きかけることが基本となる。自転車事故の高額賠償事例や、スマートフォン画面の注視、イヤホン使用等の不注意から生じる事故の多さなど、実際に発生した事故内容に学んでもらうことがまず大切である。また、スピードについては、速さと運動エネルギー(事故時に人や物を突き飛ばす力となる)の関係が2次関数であるため、スピードが2倍になると運動エネルギーは2倍ではなく4倍、3倍になると9倍になる。こうした事実の周知により、スピードを上げることが想像以上の大事故につながる恐ろしさを、改めて感じる人もいるかも知れない。多様なアプローチが求められる。

警察署と連携し、自転車利用者が一層歩行者を気遣い、交通ルールを守る行動をとるように、効果的な働きかけに更に努められたい。

(土木管理課)

所 属 名	措置状況等
土木管理課	区は、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」 及び「第10次目黒区交通安全計画」に基づき、自転車の交 通安全教育・啓発に取り組んでいるところである。 自転車の安全な利用において最も重要なことは、自転車利 用者が交通ルールを知り、守り、行動に移すこと、そして歩 行者への気遣いであると考える。そこで、本年度は、自転車 の安全利用を考えるきっかけとなるよう、交通安全標語を募 集した。1,461作品の応募があり、家族で自転車の安全利用 を考えるよい機会となったとのご意見をいただいた。 今後も交通安全教室はじめ、効果的な取組を進めていくこ ととしている。

サ 街づくり推進部

意見 • 要望

自由が丘駅周辺地区の整備について

自由が丘駅周辺地区における街づくりに関しては、現在複数の取組が活発に動き出している。ただ、全体的なプランは明らかでなく、その進捗状況は、街づくり勉強会が開催され始めたところ、市街地再開発準備組合を設立した地区、既に市街地再開発事業が決定され再開発補助金の交付を受けているエリアなど、様々である。

こうした地域それぞれの動きの情報共有や意見等の調整を図るため、区としては、 自由が丘街づくり連絡調整会の開催等の支援を行ってきた。その中で、2年度におい ては、区の援助のもと、都市再生推進法人(株)ジェイ・スピリットが、街づくり方 針となる「自由が丘駅周辺地区グランドデザイン」を策定し、区に提案するに至った。

これを受け、本年度においては、地域や事業者等と連携し、エリアプラットフォームを構築して、同駅周辺地区の将来像を明確にした「未来ビジョン」の策定に乗り出すこととなっている。

同ビジョンの検討にあたっては、区もそれを作成するエリアプラットフォームの一員という立場になると思われるので、区民や来街者等の意見もよく踏まえたビジョンとなるように適切に取り組んでほしい。

また、未来ビジョンの策定を契機に、同駅周辺が具体的にどのように変わってゆこうとしているのかについて、広くかつわかりやすい周知に努めることも要望する。

(地区整備課)

所 属 名	措置状况等
地区整備課	未来ビジョンの策定に当たっては、対象エリアの各戸に街づくりニュースを配布するなど検討過程について共有を図るとともに、未来ビジョン(案)をホームページやシンポジウム、オープンハウス形式等により区民や来街者等に広くわかりやすく周知し、意見を募ったうえで取りまとめることを
	想定している。

シ 環境清掃部

意見 • 要望

食品ロス削減対策のフードドライブ事業について

フードドライブ事業は、これまで区の消費生活展や、エコライフめぐろ推進協会の エコまつり・めぐろなどで実施されてきた。本年4月からは、両者の調整により、常 設のフードドライブ受付窓口が、エコライフめぐろ推進協会に設けられたところであ る。

受付する食品には、条件があり、「賞味期限の記載があり、2か月以上先の食品で

常温保存が可能なもの」や「包装や外装が破損していない未開封の食品」などとなっている。このため、不要とされた贈答品等が寄付の中心になるのではないかと想定される。したがって、常設窓口とはしたが、コンスタントに一定量の寄付が集まるのかどうか、やはり懸念が残る。

フードドライブ事業とその受付窓口については、改めて十分な周知に努める と共に、実績が伸びない場合には、最終的な寄付の受領先とも相談し、寄付要件の見 直しなど柔軟に検討されたい。

(清掃リサイクル課)

所 属 名	措置状況等
清掃リサイクル課	エコライフめぐろ推進協会(以下「協会」という。)が常
	設のフードドライブの受付窓口を開設した令和3年4月に
	回収した食品は約37kgであったが、食品の回収量は増加の
	傾向にあり、フードドライブに対する区民の認知度も上がっ
	てきていると考えられる。
	引き続き周知に努めるとともに、フードドライブ事業の実
	施に当たり課題が生じた場合には、事業の円滑な実施に向け
	て協会と調整を図っていく。